

貴自治体名 名古屋市

懇談日時 11月 9日(水) 午前・午後 2時 00分～ 4時 00分

懇談会場 名古屋市役所東庁舎 5階 大会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2016年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉

①～④、⑥～⑬、⑮、⑰、⑲ 担当課(健康福祉局介護保険課)

電話(052-972-2591)FAX(052-972-4147)

⑤⑬⑯⑱ 担当課(健康福祉局地域ケア推進課) 電話(052-972-2547)FAX(052-955-3367)

⑭ 担当課(環境局作業課) 電話(052-972-2394)FAX(052-955-4133)

⑯⑰ 担当課(健康福祉局高齢福祉課) 電話(052-972-2542)FAX(052-955-3367)

⑰ 担当課(健康福祉局障害企画課) 電話(052-972-2585)FAX(052-951-3999)

⑰ 担当課(交通局管理課) 電話(052-972-3964)FAX(052-951-3932)

⑰ 担当課(交通局経営企画課) 電話(052-972-3859)FAX(052-951-3938)

①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

(○)ない ()ある→実施年月(年 月)2015年度実績()件()円

②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。 実施年月、2015年度実績

(○)ない ()ある→実施年月(年 月)2015年度実績()件()円

③特別養護老人ホームの待機者について

1)特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(3,096)人(平成28年 4月現在)

2)要介護1、2で待機状態にある人を把握していますか。

()把握していない (○)把握している→(1,070)人(平成28年 4月現在)

④介護給付費準備基金について

2014年度末の残高(1,634,199)千円 2015年度末の残高(2,537,410)千円 ※千円未満四捨五入
※決算前の場合は見込額

⑤地域包括支援センター設置数(29(16))カ所 直営(0)カ所、委託(29(16))カ所 ※()内は分室別掲
職員配置人数(317)人 正職員(142)人、非正規職員(175)人

地域包括支援センターの設置圏域の基準をご記入ください

日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的にセンター機能が発揮できるように、日常生活圏域は行政区と設定していることや人口などを踏まえ、各区に1～2カ所設置している。

⑥施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している 2015年度実績()件
(○)助成していない

⑦紙おむつ、衛生用品の費用助成について ()助成している 2015年度実績()件
(○)助成していない

⑧介護保険における通院時の院内介助について (○)認めている ()認めていない

⑨介護保険における入院中のヘルパー派遣について ()認めている (○)認めていない

⑩住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している→実施年月日(平成18年 1月 1日) 2015年度実績(6,878)件

()検討中である ()実施の予定がない

⑪福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している→実施年月日(平成28年 1月 1日) 2015年度実績(1,200)件

()検討中である ()実施の予定がない

⑫高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している→実施年月日(年 月 日) 2015年度実績()件

()検討中である (○)実施の予定がない

⑬配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

| | | |
|---------------|--|--|
| 配食方式 | 実施の有無 | (○)実施している()していない()検討中である |
| | 実施の回数(週○回昼・夕などと記入) | 週 7 日まで、1日につき昼食又は夕食の1回 |
| | 1 日平均利用者数(2015年度) | 【介護保険生活援助型配食サービス】 総延べ食事数(1,936 千)食÷年間配食日数(365)日 =1日当たり平均(5,304)食 【高齢者自立支援配食サービス】 総延べ食事数(41,533)食÷年間配食日数(365)日 =1日当たり平均(113.8)食 |
| | 1 食あたりの助成額 | 配食経費の一部 【介護保険生活援助型配食サービス】 180 円又は 160 円 【高齢者自立支援配食サービス】(～H28.5) ○身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方:180 円 ○生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付対象者:200 円 ○上記以外:90 円 【自立支援型配食サービス】(H28.6～) 180 円又は 160 円 |
| 1 食あたりの利用者負担額 | 配食経費の一部+食事代(実費) 【介護保険生活援助型配食サービス】 20 円又は 40 円+食事代(実費) 【高齢者自立支援配食サービス】(～H28.5) ○身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方:20 円+食事代(実費) ○生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付対象者:食事代(実費) ○上記以外:110 円+食事代(実費) 【自立支援型配食サービス】(H28.6～) 20 円又は 40 円+食事代(実費) | |
| 会食方式 | 実施の有無 | ()実施している(○)していない()検討中である |
| | 実施の回数(週○回昼・夕などと記入) | |
| | 1 日平均利用者数(2015年度) | 総延べ食事数()食÷年間配食日数()日 =1日当たり平均()食 |
| | 1 食あたりの助成額 | |
| | 1 食あたりの利用者負担額 | |

⑭独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について

| | |
|--------------------|---|
| 実施の有無 | (○)実施している()していない()検討中である |
| 対象事業の名称 | なごやか収集 |
| 対象者の要件 | ①65 歳以上で介護保険の要介護認定を受けているひとり暮らしの世帯 ②身体障害者手帳の所持者でひとり暮らしの世帯 ③精神障害者保健福祉手帳の所持者でひとり暮らしの世帯 ④愛護手帳の所持者でひとり暮らしの世帯 ⑤その他、上記に準ずる世帯 |
| 1カ月平均利用者実数(2015年度) | 3,729 人(平成 27 年度末時点) |

⑮住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

| | | | |
|---------|---------------------------------|--|---------------|
| 助成制度の有無 | ()助成制度がある (○)助成制度はない ()検討中である | | |
| 制度内容 | ()介護保険に上乗せして実施している | | |
| | 上乗せの助成額 | | 利用者実数(2015年度) |
| | ()介護保険利用者以外の助成制度がある | | |
| | 対象者と、その要件 | | |
| | 助成額 | | 利用者実数(2015年度) |

⑯ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉相談員の訪問活動 ・福祉電話貸与事業(環境的に孤独な生活をしている電話のない低所得の方に福祉電話を貸与し、定期的に電話による相談や安否確認を行うもの) ・ひとり暮らし高齢者緊急通報事業(あんしん電話)(心臓病など慢性疾患があると認められる方に、緊急通報装置を貸与する。また、相談ボタンを押すことで、看護師等が常駐するコールセンターへ 24 時間 365 日相談することが可能) ・生活援助軽サービス事業(臨時的一時的な日常生活上の援助を行う) ・高齢者の孤立防止の取組みを促進するため、市内 29 か所のいきいき支援センター(地域包括支援センター)に専任の見守り支援員を各1名配置している。孤立しがちな高齢者に対し個別のケースワークを行っている。併せて、対象者の安否確認、孤独解消のため、ボランティアによる見守り電話事業(いきいきコール)を実施し、対象者に定期的に電話をかける事業を実施。 ・新聞販売店との協定、及び見守りの協力事業者登録制度を設け、民間事業者による見守り活動を実施。 |
|---|

⑰高齢者や障害者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

| | |
|-------------|---|
| 実施の有無 | (○)実施している()していない()検討中である |
| 地域巡回バスの名称 | 地域巡回バス |
| 利用料 | <p>高齢者(注1 歳以上)()円、障がい者(注2)円 一般(210)円、子ども()歳～()歳(注3)円</p> <p>注1 高齢者:4月1日時点で60歳以上の場合、市バス全線・3か月10,000円の「特得60バス定期」を購入できる。 (参考:通勤定期3か月25,650円)</p> <p>注2 障害者:身体障害者等の福祉関係割引制度適用者は、大人100円、小児50円。ただし、名古屋市の福祉特別乗車券を有するものは無料。</p> <p>注3 子ども:小児{6歳以上12歳未満(小学生)}は100円、 幼児{1歳以上6歳未満(小学校入学前)}は保護者1人につき2人まで無料、幼児のみの場合は小児料金。乳児(1歳未満)は無料。</p> |
| その他特記事項 | 平成28年4月より、精神障害者にも福祉関係割引制度を適用。 敬老パスを交付(平成27年度交付数:330,783件) 障害者福祉特別乗車券を交付(平成27年度交付枚数:112,563枚) |
| 2015年度の運行実績 | 22系統×往復各9運行(計18運行)×366日=72,468運行/年 |

| タクシー代助成 | 実施の有無 | (○)実施している ()していない ()検討中である | | | | | | | | | |
|-------------|---|---|--|----|-------|------|-----------|---|--|-------------|--|
| | 各対象者の要件及び助成内容 | | | | | | | | | | |
| | 対象者 | 助成要件 | | | | | | | | | |
| | 高齢者 | 助成なし | | | | | | | | | |
| | 障害者 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交付対象者</th> <th>助成内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉タクシー利用券</td> <td>・身体障害者手帳1・2級 ・愛護手帳1・2度 ・身体障害者手帳3級かつ愛護手帳3度 ・精神障害者保健福祉手帳1級</td> <td>一乗車 740 円を上限として実際にかかった金額 ※月 8 枚・年 96 枚を上限に交付 ※人工透析で週 3 回以上の通院の場合は、月 10 枚・年 120 枚</td> </tr> <tr> <td>リフト付タクシー利用券</td> <td>身体障害者手帳1・2 級所持者のうち、外出時に車いす・ストレッチャーを使用する方</td> <td>一乗車 2,200 円を上限として実際にかかった金額 ※月 8 枚・年 96 枚を上限に交付 ※人工透析で週 3 回以上の通院の場合は、月 10 枚・年 120 枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>※障害者福祉特別乗車券との選択制</p> | | 区分 | 交付対象者 | 助成内容 | 福祉タクシー利用券 | ・身体障害者手帳1・2級 ・愛護手帳1・2度 ・身体障害者手帳3級かつ愛護手帳3度 ・精神障害者保健福祉手帳1級 | 一乗車 740 円を上限として実際にかかった金額 ※月 8 枚・年 96 枚を上限に交付 ※人工透析で週 3 回以上の通院の場合は、月 10 枚・年 120 枚 | リフト付タクシー利用券 | 身体障害者手帳1・2 級所持者のうち、外出時に車いす・ストレッチャーを使用する方 |
| 区分 | 交付対象者 | 助成内容 | | | | | | | | | |
| 福祉タクシー利用券 | ・身体障害者手帳1・2級 ・愛護手帳1・2度 ・身体障害者手帳3級かつ愛護手帳3度 ・精神障害者保健福祉手帳1級 | 一乗車 740 円を上限として実際にかかった金額 ※月 8 枚・年 96 枚を上限に交付 ※人工透析で週 3 回以上の通院の場合は、月 10 枚・年 120 枚 | | | | | | | | | |
| リフト付タクシー利用券 | 身体障害者手帳1・2 級所持者のうち、外出時に車いす・ストレッチャーを使用する方 | 一乗車 2,200 円を上限として実際にかかった金額 ※月 8 枚・年 96 枚を上限に交付 ※人工透析で週 3 回以上の通院の場合は、月 10 枚・年 120 枚 | | | | | | | | | |
| 要介護認定者 | 助成なし | | | | | | | | | | |
| | | 2015年度の助成実績 ()人 (18,510)人 | | | | | | | | | |

⑱ 宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

| | |
|---------|---|
| 実施の有無 | (○)実施している ()していない ()検討中である |
| 実施事業の名称 | 高齢者サロンの整備等生活支援推進事業 |
| 助成対象 | 以下の要件を満たす高齢者サロン ・毎月 2 回以上、一定の場所で定期的開催 ・毎回の参加者が 5 人以上 |
| 助成金について | 開設助成…金額(50,000)円上限 → (○)1回のみ 運営助成 (小規模型 5 人以上) …月2回以上:金額(2,000)円 → (○)月額 …月4回以上:金額(4,000)円 → (○)月額 (大規模型 25 人以上)…月2回以上:金額(10,000)円 → (○)月額 月4回以上:金額(20,000)円 → (○)月額 |
| 助成箇所数 | 27 年度実績 開設助成 51 箇所 運営助成(小規模型)264 箇所 (大規模型)45 箇所 |

⑲ 介護認定者の障害者控除の認定について

1) 認定書の発行枚数(2015年度実績)は (1,029) 枚

2) 介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

() 申請書を送付している → 2015年度()件

() 認定書を送付している → 2015年度()件

(○) 自動的に送付していない

3)認定書の発行の条件

- () 介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している
- () 介護認定者のうち、要介護 1以上は基本的に発行している
- () 医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
- () 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
- (○) 次のような方法で判断している(介護認定時の認定調査票、または職員の聞き取りによる状況確認により判断)

2. 国民健康保険 担当課(健康福祉局保険年金課) 電話(052-972-2564)FAX(052-972-4148)

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

| | 区分 | 定義 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
|--------------------|-----|----------|---------------|--------------|--------------|
| 保険料・税率 | 所得割 | 旧但し書き額 | × (10.44) % | × (9.86) % | × (9.42) % |
| | 資産割 | 固定資産税額 | × (-) % | × (-) % | × (-) % |
| | 均等割 | 加入者1人につき | 52,433 円 | 50,818 円 | 50,578 円 |
| | 平等割 | 1世帯につき | - 円 | - 円 | - 円 |
| 1人当たり調定額(平均保険料) | | | 91,471 円 | (算定中)円 | - 円 |
| 一般会計からの1人当たり法定外繰入額 | | | 10,491 円 | (算定中)円 | 14,716 円 |

※2016年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2016年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。また資産割がある場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

| 世帯所得 | | 100万円 | 200万円 | 300万円 |
|-----------------------------|----------|----------|-----------|-----------|
| ①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯 | 医療分 | 75,672 円 | 169,152 円 | 270,124 円 |
| | 介護分 | 13,468 円 | 34,196 円 | 58,184 円 |
| | 後期高齢者支援分 | 25,480 円 | 56,748 円 | 90,444 円 |
| ②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯 | 医療分 | 61,874 円 | 170,412 円 | 241,112 円 |
| | 後期高齢者支援分 | 20,730 円 | 56,972 円 | 80,472 円 |
| ③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯 | 医療分 | 85,206 円 | 155,906 円 | 226,606 円 |
| | 後期高齢者支援分 | 28,486 円 | 51,986 円 | 75,486 円 |

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- ・【特別軽減】保険料の減額に該当している世帯
- ・【2割減免】保険料の減額が適用されていない世帯で、平成 27 年中の所得の合計が「66 万円 + (35 万円 × 被保険者数)」以下の世帯

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- 以下の条件をすべて満たす世帯
- ・平成 27 年中の所得が 1,000 万円以下の世帯
 - ・今年(申請時点の年)の見込所得が 264 万円以下の世帯
 - ・今年(申請時点の年)の見込所得が平成 27 年中の所得の 8/10 以下に減少する世帯

④資格証明書 ※2016年8月1日現在でご記入ください。

- 1)資格証明書は交付していますか。 () 交付していない (○) 交付している → (3,756) 世帯
- 2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
() 必ず面談している (○) 面談がなくても交付する場合がある () その他
- 3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数
世帯数(386) 世帯 内、乳幼児(155)人、小学生(249)人、中学生(137)人、高校生世代(166)人
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
世帯数(38) 世帯 内、乳幼児(8)人、小学生(17)人、中学生(10)人、高校生世代(16)人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- (○) 国の基準どおり実施している
() 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
() 高校生世代以下の子どもがいる世帯
() 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
() 病弱者のいる世帯
() 次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

世帯主等または医療機関等の申し出により、当該被保険者に入院加療を必要とする緊急の医療措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定される時。
世帯主等または医療機関等の申し出により、当該被保険者に日常生活に重大な支障が生じることが明らかで、医療措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定される時。

⑤ 短期保険証 ※2016年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
・5カ月()人 ・6カ月()人 ・1年()人 ・その他(期間別の統計は取っていない)

発行総世帯数 7,962 世帯)

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

- (○) 通常の保険証と同じ
() 通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど()

⑥ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2015年度)

1) 差し押さえの基準(督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯のうち差押可能な財産がある場合)

2) 分納者への対応(十分に滞納保険料を支払うことができると判断される世帯については、公平性の確保のため、滞納保険料の早期解消に向けた支払いを求めたうえで支払いがなければ差押をすることがある。)

3) 予告通知書の発行(3,042)件

4) 差押え件数 不動産(19)件 預貯金(2,854)件 生命保険(319)件(内学資保険(不明)件)
その他(641)件()

5) 競売などによる現金化 (5,231)件 (384,815,111)円

⑦ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2016年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (統計は取っていない)人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ()人

3) その他()

⑧ 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

2) 実施している場合、

・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(○) 設けている () 検討中である () 設けていない

・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当していなくても減免の対象となりますか。

() 生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。

(○) 生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などの要件を満たす必要がある。

() その他()

3) 相談・申請の実績(2015年度)

- ・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数(統計は取っていない)件
- ・申請件数 (7)件 ・減免件数 (7)件 減免金額 (3,248,637)円

⑨高額療養費について

1) 申請勧奨

() 自動払いしている () 申請書を送付している (○) 通知ハガキを送付している

2) 支給件数(2015年度)

- ・高額療養費支給件数(90,367)件、金額(1,572,078,561)円
- ・高額療養費該当者の内、未申請件数(19,870)件、金額(228,859,433)円

⑩葬祭費について

1) 申請勧奨

(○) 実施していない () 申請書を送付している () 通知ハガキを送付している
() その他()

2) 支給件数(2015年度)

- ・葬祭費支給件数(2,856)件、金額(142,800,000)円
- ・葬祭費支給該当者の内、未申請件数(216)件、金額(10,800,000)円

⑪国保運営協議会について

1) 運営協議会の公開 () 公開していない (○) 公開している

2) 運営協議会委員の公募枠 (○) ない () ある → () 人

3. 税の滞納について 担当課(財政局税務部収納対策課) 電話(052-972-2357) F A X (052-972-4123)

①滞納整理マニュアルはありますか (○) あり () ない

②滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2015年度)

1) 徴収の猶予について 申請件数(不明)件 許可件数(不明)件

2) 換価の猶予の適用件数(不明)件

3) 滞納処分(停止)の適用件数(12,959)件 ※平成 28 年5月 31 日時点

③地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2015年度内に引き継いだ件数)()件

④地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

③～⑤については、地方滞納整理機構に参加していないため、該当なし。

1)の申請件数の集計は行っておりません。1)の許可件数、2)の適用件数については、2016年5月31日時点の件数を集計中。

⑤少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか

() 引き継ぐ () 引き継がない

4. 生活保護 担当課(健康福祉局保護課) 電話(052-972-2552) FAX(052-972-4148)

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2015年度相談件数 (22,389)件、申請件数 (7,602)件、そのうち保護開始件数 (7,214)件

②2016年4月現在の受給世帯数と人数 (38,406)世帯 (49,134)人

※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

| | 生活保護担当職員について | | | 1職員当たりの担当受給者数 | |
|-----------|--------------|-------------|--------|---------------|-------|
| | 正規職員数 | 生保担当の平均在任年数 | 非正規職員数 | 世帯数 | 人数 |
| 2015年4月現在 | 351 人 | 3 年 3 カ月 | 0 人 | 109 世帯 | 140 人 |
| 2016年4月現在 | 358 人 | 3 年 6 カ月 | 0 人 | 107 世帯 | 137 人 |

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか (○)ある ()ない

「ある」場合 配置している人数(8)人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月(平成25)年(4)月

その職員が担当している業務(粗暴ケース等支援困難ケースの同行訪問や関係先調査及び不正受給事案に対する告訴等の検討支援等の補助業務)

「ない」場合 今後の計画は()ない ()ある ()検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

(○)自立相談支援事業 (○)直営 (○)委託 → 委託先(名古屋くらしサポートコンソーシアム、生活困窮者支援共同事業体、社会福祉法人芳龍福祉会)

(○)住宅確保給付金の支給 (○)直営 (※)委託 → 委託先(相談・受付は名古屋くらしサポートコンソーシアム、生活困窮者支援共同事業体)

(○)就労準備支援事業 ()直営 (○)委託 → 委託先(名古屋くらしサポートコンソーシアム、生活困窮者支援共同事業体)

(○)一時生活支援事業 (○)直営 (○)委託 → 委託先(社会福祉法人芳龍福祉会、民間旅館)

(○)家計相談支援事業 ()直営 (○)委託 → 委託先(名古屋くらしサポートコンソーシアム、生活困窮者支援共同事業体)

(○)子どもの学習支援事業 ()直営 (○)委託 → 委託先(別紙参照)

()その他(記述:)

2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 (※5)カ所 ※平成27年度

5. 子育て支援策

①④⑦ 担当課(教育委員会指導室) 電話(052-972-3235)FAX(052-972-4117)

①①⑤ 担当課(子ども青少年局子ども未来課) 電話(052-972-3081)FAX(052-972-4437)

①②～④ 担当課(子ども青少年局青少年家庭課) 電話(052-972-2522)FAX(052-972-4439)

②③ 担当課(子ども青少年局子育て支援課) 電話(052-972-3083)FAX(052-972-4419)

④ 担当課(教育委員会学事課) 電話(052-972-3218)FAX(052-972-4175)

⑤ 担当課(教育委員会学校保健課) 電話(052-972-3247)FAX(052-972-4177)

⑥ 担当課(子ども青少年局児童虐待対策室) 電話(052-972-3979)FAX(052-972-4419)

⑦ 担当課(教育委員会子ども応援室) 電話(052-972-3293)FAX(052-972-4176)

⑧ 担当課(子ども青少年局保育企画室) 電話(052-972-2524)FAX(052-972-4146)

①「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

1)自立支援計画の有無について (○)ある(平成27年3月策定) ()ない

2)自立支援給付金事業について (○)実施(平成17年4月実施) ()未実施

2015年度実績(134)件 給付額(75,947,460)円

2016年度予算(146)件 給付額(135,387,000)円

3)日常生活支援事業について (○)実施(昭和59年8月実施) ()未実施

2015年度実績(94)件 支払給付額(29,803,800)円

2016年度予算(201)件 支払給付額(57,083,000)円

4)教育・学習支援について

(健康福祉局担当分)

- ()実施 (平成 25 年 7 月実施) ()未実施
 2015年度実績 (24)カ所(212)人 実施時期(平成 27 年 5 月～平成 28 年 3 月)
 2016年度予算 (32)カ所(384)人 実施時期(平成 28 年 7 月～平成 29 年 3 月)

(子ども青少年局担当分)

- ()実施(平成 26 年 7 月実施) ()未実施
 2015年度実績 (20)カ所(240)人 実施時期(平成 27 年 7 月～)
 2016年度予算 (36)カ所(432)人 実施時期(平成 28 年 7 月～)

(その他)

※ 夏季休業中の特設講座

学習支援指導講師の配置校80校のうち20校において、20時間実施

5)NPOなどが取り組む「無料塾」や「子ども食堂」への支援について

- ・「無料塾」への支援について ()実施(年 月実施) ()未実施
 2015年度実績 ()カ所()人、2016年度予算 ()カ所()人
 支援方法()
- ・「子ども食堂」への支援について ()実施(年 月実施) ()未実施
 2015年度実績 ()カ所()人、2016年度予算 ()カ所()人
 支援方法()

②子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

※2016年9月1日現在、または今後変更を予定している場合は実施時期と内容をご記入ください。

通院に係る助成について、対象者を 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者まで拡大している。

③子どもの医療費助成制度で、入院時食事療養費の自己負担部分の助成を

| | |
|---------|--|
| 実施の有無 | (<input type="radio"/>)実施している (<input type="radio"/>)していない (<input type="radio"/>)検討中である |
| 助成対象者 | (<input type="radio"/>)子ども医療費助成制度の対象年齢と同じ (<input type="radio"/>)上記と異なる → (具体的に) |
| 患者自己負担額 | (<input type="radio"/>)無料 (<input type="radio"/>)その他() |
| 助成方法 | (<input type="radio"/>)現物給付 (<input type="radio"/>)償還払い |

④就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

- ()入学説明会 ()入学式 ()始業式 ()ホームページ ()市広報
 ()その他(区役所での児童扶養手当受給者に対する広報。転入学等に対しては随時。)

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

| | | | | | |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|--------------------|
| 生活保護基準額の(1.0)倍・金額(下記参照)円 | | | | | |
| 世帯の人数 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人世帯 |
| 所得基準額 (収入目安) | 246万8千円 (376万円) | 276万7千円 (413万円) | 314万5千円 (460万円) | 372万円 (532万円) | 409万1千円 (579万円) |

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

- ()就学援助認定基準を引き上げた → 【2015年度 倍 → 2016年度 倍】
 ()何もしていない
 ()その他(下欄にご記入ください)

所得基準の算出に、平成 25 年 4 月 1 日の生活保護基準を用いたため、生活保護基準見直しの影響は及ばなかった。

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (2,468,000)円
- ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (3,145,000)円

5)申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可

6)民生委員の証明は必要ですか ()必要である ()必要ない

7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

| | | | |
|------|-------------|-------------|--|
| | 2015年度 | 2016年度 | 2015年度の受給者数は3月31日現在の人数です。 2016年度の支給額は予算額、受給者数は予算人数です。 ※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。 ※2016年度の支給額は見込み額をご記入ください。 |
| 受給者数 | 22,919人 | 23,306人 | |
| 受給割合 | 14.1% | 14.4% | |
| 支給額 | 1,434,923千円 | 1,462,217千円 | |

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 現物支給^{※1} 償還払い^{※2} その他

9) 就学援助の項目について

※1 小学校 ※2 中学校

- 学用品費 体育実技用具費 入学準備金 通学用品費 通学費
 修学旅行費 クラブ活動費 生徒会費 PTA会費 給食費
 校外活動費(宿泊を伴わないもの) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 医療費
 日本スポーツ振興センター掛け金 めがね・コンタクトレンズ 卒業記念品
 その他(学校生活管理指導表文書費)

⑤ 学校給食について(2016年度)

1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

食べられている 未納者には給食支給を停止している その他
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例: 就学援助をすすめるなど)

経済的にお困りの方には、就学援助制度の利用を案内。

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策(例: 半額補助、第2子以降無料など)

なし

3) 給食の実施状況 ※中学校の内、108校は民間調理場方式

| | 全校数 | 自校方式実施数 | | センター方式実施数 | | 1食当たりの給食費 |
|-----|------|---------|----|-----------|----|----------------|
| | | 直営 | 委託 | 直営 | 委託 | |
| 小学校 | 263校 | 259校 | 3校 | 校 | 校 | 231円 |
| 中学校 | 112校 | 校 | 3校 | 校 | 校 | 280円 (牛乳代別) |

⑥ 児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2015年度)

1) 件数(2,362)件 対応職員(101)人、うち専門職(101)人

2) 専門職の職種について (81)児童福祉司 社会福祉士 臨床心理士 保健師
 保育士 教員 (20)その他(児童心理司)

3) 現状に対する課題

- ・児童虐待対応のためのマンパワーの不足
- ・職員の児童虐待対応に関する専門性の向上

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

- ・虐待ハイリスク要因を有するなど、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問による継続的な支援を行う「特定妊婦訪問支援事業」を実施
- ・「名古屋市児童を虐待から守る条例」で定める5月・11月の児童虐待防止推進月間における広報啓発活動を実施
- ・児童虐待に対し迅速かつ的確な初期対応を行うため、児童相談所、社会福祉事務所、保健所において対象ケースの情報を共有する電算システムの運用を開始
- ・児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付け、児童虐待の発生予防及び早期発見を図る「なごやっ子 SOS」を実施

⑦ 児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

「いじめ防止教育プログラム」「なごやING(いじめのない学校づくり)キャンペーン」の全校実施、「学校生活アンケート」の全校実施(H28より年2回に拡充)、スクールカウンセラーの全校配置、ネットパトロールの実施、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の開催など。また、学校に、スクールカウンセラー等専門職からなるなごや子ども応援委員会を設置

⑧保育について

1) 国が2月18日に出した、朝夕の保育士配置の緩和、小学校教諭・幼稚園教諭などを保育士と見なす緩和等々の「保育所等における保育士配置に係わる特例について」について、愛知県は条例に盛り込みました。

()積極的に活用する (○)活用しない ()わからない

その理由(保育士確保に向け、更なる取組みとして、資格取得支援や保育補助者雇上げ支援等の事業の実施しているため。その上で、なお保育士が確保できないことにより待機児童の発生の懸念があると本市が認める場合には、必要最小限の部分において、限定的に弾力化を行うことを検討する必要があると考えている。)

2) 待機児童(0)人 (0歳児 人1歳児 人2歳児 人3歳児 人4歳児 人5歳児 人) 利用保留児童(隠れ待機児童)(585)人

(0歳児 69人 1歳児 267人 2歳児 138人 3歳児 80人 4歳児 19人 5歳児 12人)

具体的な解消方法(認可保育所の拡充のみではなく、認定こども園や小規模保育事業など、様々な手法により、必要な量を確保できるよう、努めたいと考えている。)

6. 高齢者医療など 担当課(健康福祉局医療福祉課) 電話(052-972-2572)FAX(052-972-4148)

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

()対象にしている ()縮小して対象にしている (○)県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

70～74歳及び75歳以上の市民税課税世帯のねたきり・認知症の方を対象としている。(障害高齢者と同様の所得制限あり。)

③2016年8月1日現在の対象者 ※平成28年7月末現在

後期高齢者医療被保険者 (267,991)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (53,055)人

内〔ひとり暮らし非課税者(-)人

〕その他の県基準を上回る市町村独自対象者(9,008)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(3,015)人 短期保険証発行人数(352)人

差し押さえ(2015年度)件数(29)件、金額(6,874,850)円

7. 障害者施策 担当課(健康福祉局障害者支援課) 電話(052-972-2639)FAX(052-972-4149)

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

| | 支給者数(人) | 昨年同月比(%) | 最多支給時間数(時間) | 平均支給時間数(時間) |
|--------|---------|----------|-------------|-------------|
| 居宅介護 | 6,534 | 103.4% | 585.5 | 38.6 |
| 重度訪問介護 | 1,481 | 98.8% | 1,140 | 157.1 |
| 行動援護 | 427 | 107.0% | 373 | 97.9 |
| 同行援護 | 835 | 101.1% | 231 | 56.2 |

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(6,439)人 最多支給時間数(186)時間 平均支給時間数(50.0)時間

③訪問系サービスの支給基準 (○)あり ()なし

④計画相談支援の8月利用実績 (1,978 (5月利用実績))人

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数(1,333)人(平成27年4月30日現在) ・対昨年同月比(107.2)%

2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(47.3)時間

- 3) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件(いずれかに○)
- (○) 介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能としている。
- () 上記に加え、何らかの条件を設けている。
 ※どのような条件があるか、できるだけ詳しく記入してください。
 (例)・要支援の該当者は、上乗せができない。
 ・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)
 ・介護保険の要介護度が要介護5の者(ただし区分変更しても要介護5にならない場合は、要介護4以下でも検討可能)
 ・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

- ⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について
 介護給付支給決定者数(695)人(平成27年4月30日現在)
 訓練等給付支給決定者数(171)人(平成27年4月30日現在)

8. 健診事業 担当課(健康福祉局健康増進課(特定健診:保険年金課))

電話(052-972-2637)FAX(052-972-4152)

※2016年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

| 健診(検診)の種類 | | 実施方式 | 個別方式 | | 集団方式 | | 前年度受診率 | |
|-----------|--------------|----------------|-------|------|------|------|-----------------|------|
| | | | 自己負担 | 毎年受診 | 自己負担 | 毎年受診 | | |
| 特定健診 | | 個別・集団 | なし | 可・不可 | なし | 可・不可 | 27.2% (26年度) | |
| がん検診 | 胃がん | X線 | 個別・集団 | 500円 | 可・不可 | 500円 | 可・不可 | 11.8 |
| | | 内視鏡 (10月実施) | 個別・集団 | 500円 | 可・不可 | | 可・不可 | |
| | 大腸がん | 個別・集団 | 500円 | 可・不可 | 500円 | 可・不可 | 25.7 | |
| | 肺がん | 個別・集団 | 500円 | 可・不可 | 500円 | 可・不可 | 21.5 | |
| | 子宮がん | 個別・集団 | 500円 | 可・不可 | | 可・不可 | 55.2 | |
| | 乳がん(マンモグラフィ) | 個別・集団 | 500円 | 可・不可 | 500円 | 可・不可 | 41.3 | |
| | 前立腺がん | 個別・集団 | 500円 | 可・不可 | | 可・不可 | 32.5 | |
| 歯周疾患 | | 個別・集団 | なし | 可・不可 | | 可・不可 | 10.1 | |

②乳がん検診時の視触診について

- () 実施している (○) 実施していない(なお、視触診を実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施するものとしている)

③乳がん検診時に超音波検査の実施を

- () 対象としている【対象年齢 _____】
 (○) 対象としていない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

- () 実施している → 健診内容 () 特定健診と同じ () 特定健診とは異なる
 (○) 実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

- () 節目年齢に限定せず毎年受けられる (○) 40・50・60・70歳の年に受けられる
 (○) その他(80歳の年に受けられる)

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2015年9月以降の提出分をご記入ください。

| | 意見書・要望書の種類 | 提出年月日 |
|---|------------------------------------|---------|
| 国 | ①消費税率の10%引き上げ中止を求める意見書・要望書 | 年 月 日 |
| | ②若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める意見書・要望書 | 年 月 日 |
| | ③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書 | 28年 7月 |
| | ④18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書 | 年 月 日 |
| | ⑤福祉医療助成に対する国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書・要望書 | 28年 7月 |
| | ⑥後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書・要望書 | 年 月 日 |
| 県 | ① 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書 | 27年 11月 |
| | ②県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書・要望書 | 年 月 日 |

【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書
- ③アンケート【1】1の⑱の「障害者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ④アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2015年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました